

会計検査院事務総長官房法規課担当者 殿

事務連絡  
平成25年9月30日  
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律案について」に対する回答について

標記について、貴部からの9月26日付け質問等に対し、下記のとおり回答します。宜しくお取り計らい願います。

記

(貴院前回意見)

特定秘密の保護に関する法律案(以下「秘密保護法案」という。)について、以下のとおり問題が生じると思料される点がありますので、法令協議の前ではありますが、お伝えします。

会計検査院の検査において検査上の必要がある場合は、秘密保護法案第9条第1項の規定により、「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するものとして、特定秘密の提供を受けることができるとの御説明を頂いておりますが、同項には「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」という要件が定められており、検査上の必要があったとしても、検査を受ける側の判断により上記の要件を満たさないとして特定秘密の提供を受けられない場合があると読めるところです。このような場合、当該特定秘密に係る支出等については検査ができないという事態が生じてしまいます。

一方、憲法第90条第1項は「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し」と定めております。ここでいう「すべて」とは、戦前、機密費や軍需費関係について、会計検査院の検査の対象外とされていたことに対し、会計検査院が検査できない分野はないということを経済上明確に定めたものです。そのため、検査のために必要な情報にアクセスできず、検査ができない事態が生じうる法律の規定は、憲法上「すべて検査し」とされていることとの関係で問題を生じると考えられます。

会計検査院としても、特定秘密については、秘密保護法案の定める秘密の保護体制を整備した上で、特に必要と認められる場合に提供を求めることになると考えられますが、そのような場合であっても、提供されないことがあり得る規定があるとする、上記のように憲法上の問題が生じると考えられますので、今後の秘密保護法案の国会提出に向けた御検討においては、この点に御配慮をお願いします。

(当室からの前回回答)

そもそも貴院による検査において特定秘密を提供することにより「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があると認められるようなことは想定されないが、万が一、行政機関の長においてそのようなおそれがないと認められない場合には、貴院と当該行政機関との間で調整を行い、そのようなおそれがないと認められる方法等により提供を受けることは可能である。

また、国家公務員法第100条第1項等の国家公務員の守秘義務を定める法律の規定においても、会計検査において貴院に秘密を提供する場合における、守秘義務の免除等に関する規定を設けている例があるとは承知していない。

以上に鑑みれば、本法案の規定が御指摘の憲法第90条第1項との関係で問題を生じるとは考えられない。

(貴院再意見)

実務上、会計検査院による検査において特定秘密を提供することにより「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があると認められるようなこと

は想定されない点については当方も認識を同じくするところであるが、法文上において、そのようなおそれがあると検査を受ける側において判断し得る余地を残し、その結果、検査を受ける側の判断により、会計検査院が検査上必要と認める情報が提供されない可能性が認められていること自体、憲法第90条第1項との関係で問題があると考えている。

そして、お示しの国家公務員法第100条第1項については、外部への秘密の提供を一般的に禁じているものではなく、「漏ら(す)」ことを禁じているものであり、会計検査院の検査のために秘密を提供する行為は、「秘密を漏ら(す)」という構成要件には当たらないと解されるため、同項は会計検査院に対して秘密を提供することを制限するものではない。したがって、そもそも会計検査院への提供に関する例外規定を設けるといった必要は生じない。

また、貴室から電話で御説明頂いた自衛隊法の防衛秘密についても、同法において、会計検査院への防衛秘密の提供を制限する規定は置かれておらず、したがって、これも、そもそも会計検査院への提供に関する例外規定を設けるといった必要は生じないものである。

一方、今般の法案の規定振りは、法に列挙した場合に限り、特定秘密を提供することができるのとされており、法に列挙された場合以外は、外形的に外部への提供に該当する行為は全て一般的に禁じるものとなっており、したがって、会計検査院への提供も、法に列挙された場合以外は、認められない形となっている。このような規定の類例としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条において、法に列挙された場合以外は、特定個人情報の提供を一般的に禁じているものがある。そして、同法においては、同条第12号において、会計検査院の検査に関しては一般的に(情報を提供する側の判断にかからしめることなく)提供禁止の例外とする旨の明文規定を置き、会計検査院の検査に支障を生じず、憲法上の問題を生じないようにされている。

このように、貴室の指摘された法律においては、会計検査院への秘密の提供を制限する規定は置かれていないため憲法上の問題は生じない一方、特定秘密の保護に関する法律案については、上記のとおり、特定秘密の提供を制限する規定となっているため、憲法上問題があるものである(なお、当課としては、憲法上の問題を生じないようにするため、法文上会計検査院への提供について制限を設けないことが必要であると考えますが、そのようにした場合も、現実に特定秘密の提供を受ける段階において、提供の方法等につき、提供する行政機関との間で必要な実務上の調整を行うことは当然考えられる。)

#### (回答)

本法案第10条第1項(旧第9条第1項)は、行政機関の長は、特定秘密の提供を受ける者が公益上特に必要があると認められる業務において当該特定秘密を利用する場合には、一定の条件が満たされる限り、これを提供することできるとしており、御指摘のように外部への提供に該当する行為を全て一般的に禁じることを規定するものではなく、また、貴院が行う会計検査自体を制限しようとするものではない。前回の当室回答のとおり、そもそも貴院による検査において特定秘密を提供することにより「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があると認められるようなことは想定されないが、万が一、行政機

関の長においてそのようなおそれがないと認められない場合には、貴院と当該行政機関との間で調整を行い、そのようなおそれがないと認められる方法等により提供を受けることは可能であって、同項は日本国憲法第90条第1項との関係で問題を生じるものではない。

国家公務員法等上の守秘義務について、「会計検査院の検査のために秘密を提供する行為は、「秘密を漏ら（す）」という構成要件には当たらないと解されるため、同項は会計検査院に対して秘密を提供することを制限するものではない」とのことである（かかる解釈について、最高裁判決や当方における内閣法制局への説明資料に相当する資料をお示し頂きたい。）が、同法第100条第4号が、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、同条第1項から第3項までを適用しないこととし、何人も、人事院の権限によって行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がないと規定していることを反対解釈すれば、これら以外の場合に部外に秘密を提供等するときには、たとえ法令に基づくときであっても、所轄庁の長の許可等により、同条第1項の守秘義務との間で調整が行われることを前提としているものと考えられ、その意味では、むしろ同法は、外部への提供に該当する行為を全て一般的に禁じているものであるといえる。したがって、国家公務員法第100条が日本国憲法第90条第1項との関係で問題が生じないのであれば、同様に本法案第10条第1項もかかる憲法の規定との間で問題が生じるものではないと考えられる。

また、本法案第10条第1項は、御指摘の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条とは異なり、法律上、特定秘密を提供することが想定され、かつ、提供した特定秘密が他に提供等されることがないとされている裁判所によるインカメラ審査等を第2号（旧第3号）から第4号（旧第5号）までに列挙しているところ、貴院の行う会計検査については、会計検査院法等の法律により、行政機関が貴院に提供した資料等を貴院が他に提供等することがない旨が規定されていないことから、インカメラ審査等と同様の整理により規定することはできない。

以上